

茨木市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を行う指定事業者等監査の実施に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。第1及び第3において「法」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（第2及び第3において「第1号事業」という。）の内容、法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費（第2において「第1号事業支給費」という。）の請求等に関する監査（以下「監査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2 監査の実施に当たっては、第3第1項に規定する指定事業者等の第1号事業の内容について介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6で定める基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、第1号事業支給費の支給について不正又は著しい不当が疑われる場合等又は第1号事業の利用者について、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき虐待の認定をした場合若しくは高齢者虐待等により生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（第3第1項において「指定基準違反等及び人格尊重義務違反」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採るものとする。

(監査の対象)

第3 監査の対象は、法第115条の45の5に規定する指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定事業者等」という。）のうち指定基準違反等及び人格尊重義務違反の確認が必要であると認められる者とする。

2 前項に規定する監査の対象は、次に掲げる情報を踏まえて選定する。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報
- (2) 高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により第1号事業の利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- (3) 国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。次号において同じ。）、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをい

う。)等へ寄せられる苦情

(4) 国民健康保険団体連合会等からの通報情報

(5) 茨木市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を行う指定事業者等指導の実施に関する要綱(平成28年4月1日実施)に基づく運営指導等において確認した情報

(監査の方法)

第4 市長は、監査の対象となる事業所を決定したときは、監査の根拠規定、日時、場所、監査担当者、指定事業所等の出席者、必要な書類等及び虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定を書面により監査開始時に通知する。ただし、運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨を通告する。

2 監査は、指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う方法により実施する。

(監査結果の通知)

第5 市長は、監査において勧告、命令又は指定の取消し等の処分に該当しない、改善を要する事項があると認めたときは、指定事業者等に対して、書面によりその旨を通知する。

(報告書の提出)

第6 市長は、前条の規定により通知した事項について、当該指定事業者等から報告書の提出を求めるものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、監査について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年6月22日から実施する。